

## ■手数料等に関する事項

求職者からの手数料については一切徴収いたしません。

採用が成功した場合、求人者からは、法令に基づき当社が管轄省庁に届け出た手数料上限額（消費税分を含まない金額であり、消費税は別途徴収します。下記参照）の範囲内で、契約等で求人者と合意した人材紹介手数料を申し受けます。

手数料の上限額（あくまで上限であり、この表にもとづいて手数料を請求するわけではありません。

実際に請求する手数料は、あくまで契約等で求人者と合意した金額となります。）

### 手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	該当なし
求人・求職の申込みを受理した場合 求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における 当該求職者の就職後1年間で支払われる 賃金（内定書や労働条件通知書に記載 されている額の100%  手数料負担者は 求人者 とします。

## ■返戻金に関する事項

通常、求人者との間の契約にて、返戻金制度（最初に出社した日から一定の期間内に、求職者が退職を願い出て退職した場合に手数料の一部を払戻する制度）を設けております。る制度）を設けております。詳細については求人者との契約にて取りかわすものとします。